

(3) 起債制限比率の状況

公債費のうち交付税措置があるものを除いた正味の公債費の負担状況を示す指標を起債制限比率といい、地方債の許可制限に係る指標として規定されています。

地方債許可方針では、この比率が20%を超えると一般単独事業等の一部の地方債の発行が制限されることとなります。

公債費負担比率同様、この指標も本県が全国一高い水準になっており、財政の硬直化が懸念されます。

なお、この比率が14%を超える（今後2年の間に超える見込みの団体も含む。）場合は、自主的に公債費負担適正化計画を作成することができ、その際、国の財政健全化措置を受けることができます。平成17年度現在、29団体中14団体がこの計画を策定しています。

